

師・馬場邦夫研究員（元輪送学校長）
テーマ「ミリタリー・ロジステイツ
クスの現在と将来」で開催します。

参加希望の方は、鈴木（左記アド
レス）までご連絡ください。
(suzukuru2000@hotmail.com)

相続あれこれについて

安江 聖也 陸自88

1 実は身近な相続問題

「相続で採めるのは、資産家だけ」
「自分はさしたる資産もないから、
相続は簡単」

「うちは、家族の仲がいいから、相
続で採めることもないだろう」

等等とお考えの会員は、多数い
らっしゃると思います。

ですが、人生には必ず終わりがあ
るように、ほぼ全ての人に、遺産相
続は発生し得る課題です。

最高裁判所が発表した令和4年の
『司法統計年報』を参照すると、全
国の家庭裁判所で扱われた相続事件
68577件中、遺産の価額が100
0万円以下の事件は2296件で、

全体の33・5%を占めます。逆に、
遺産価額が1億円を超えるような事
件は全体の20%程度に留まっていま
す。ここから分かるように、遺産の
額が少ないからといって、起こる可
能性は否定できないのが遺産相続の
問題であって、財産を残す本人（被
相続人）が元気なうちから、十分な
対策を練っておかなければならない
のが、遺産相続なのです。

実際に行政書士として開業して以
来、相談が寄せられるケースに、億
単位の遺産を巡るものは、これまで
ないのが現状です（そうした事件は、
弁護士や税理士の職分に入るからか
も知れませんが）。実際に、遺産相
続事件を扱う専門家の話を聞くと、
わずか数百万円の遺産を争って、相
続人の間で深刻な対立が発生し、感
情的な要因も加わって、争いが長引
くようなケースもあるそうです。

「普通の家」でも、十分発生する
可能性があるので、相続問題です。

2 そもそも相続とは

そもそも、相続とは何でしょう
か？

法的には、「相続」とは、「亡くなっ
た人（被相続人）の財産（全ての権

利や義務。一身に専属するもの（資
格、免許等）を除く）を、相続人（一
人または複数人）が引き継ぐこと」
をいいます。

財産には、主として不動産や現金
（預貯金を含む）、金融商品（株式、
投資信託、国債等）、債権（他人に
貸した金）、自動車、ゴルフ場会員権、
金銭的価値のある骨董品等がありま
すが、これらの他に、債務（借金、ロー
ン）、債務保証のような負の遺産も
あります。

相続は、被相続人の死亡した日に
スタートします。金融機関が人の死
を知ると、その人の口座は凍結され
ますので、遺産相続の手続が完了し
ないと、預貯金の引出しや金融商品
の換金が不可能となります。不動産
の名義変更、売却も同様です。

3 誰が相続人？

一般に、相続人と聞いて、思い浮
かぶのは、夫が亡くなった場合、そ
の妻と子どもでしょう。事実、そう
いう例が多いのですが、民法の定め
る範囲は、次のようなものです。

① 妻や夫

被相続人の妻や夫（配偶者）は、
常に相続人となります。離婚した、

以前の配偶者は相続人とはなりません。
内縁の相手は、配偶者とはなり
ません。

② 子ども、孫（直系卑属）

次に、被相続人の子どもも、相続
人となります。離婚した旧配偶者と
の子ともや非嫡出子（婚姻関係
にない者との間の子）も、相続人と
なることは同じです。子どもが被相
続人より先に死亡していた場合に
は、孫が相続人（直系卑属と総称し
ます）となります。これを、代襲相
続といいます。養子や婚外子も、相
続人となります。一方、再婚した配
偶者の子とも（連れ子）は、被相続
人の生前に養子縁組をしない限り、
相続人とはなりません。

③ 父や母、祖父母（直系尊属）

父や母、祖父母のような直系尊属
も、相続人となることがあります。
被相続人に、直系卑属がない場合
に限り、父母が相続人となります。
被相続人より先に父母が死亡してい
ても、祖父母が顕在であれば、祖父
母が相続人となります。

④ 兄弟姉妹等

被相続人に子も孫もなく、親も祖
父母もいない場合、被相続人の兄弟
姉妹が相続人となります。兄弟姉妹

が先に亡くなっていてる場合には、その子(甥、姪)が代襲相続します。甥、姪の子に代襲相続はありません。

配偶者は常に相続人となりますが、被相続人に子・孫のいない場合、父母か兄弟姉妹が相続人に加わり、相続は複雑な様相を呈することになります。

4 どのように財産を分割するの か？

遺産の相続分も、民法に規定があります。それによると、

① 相続人が配偶者と子どもの場合
配偶者1/2、残りの1/2を子どもが均分します。

② 相続人が子どものみの場合
子ども全員で、遺産を均分します。

③ 相続人が配偶者と父母・祖父母の場合

配偶者が2/3を、残りの1/3を父母、または祖父母で均分します。

④ 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合

配偶者が3/4を、残りの1/4を兄弟姉妹で均分します。

法律では、遺産の分割は以上のよう
に決められています。相続の実
際は、このように明快に行くとは限

りません。詳しくは、後述します。

5 相続税は？

相続財産には、相続税がかかります。

以前は、相続税とは富裕層だけが対象という理解が一般にあり、中所得者以下には、無縁の税だと思われてきました。しかし、現在では違っています。

相続財産には、基礎控除額があります。相続財産の価額が、この額以下であれば、相続税はかかりません。

平成26年までの相続では、基礎控除額は「5000万円+1000万円×法定相続人の数」でした。例えば、法定相続人が妻と子ども2人の場合、遺産の価額が8000万円までは、相続税がかからなかったのです。

しかし、平成27年からは、基礎控除額が「3000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられました。右の例では、4800万円が基礎控除額となり、遺産価額がこれを超える場合には、相続税の支払いを考慮しなければなりません。一般に首都圏に不動産を持ち、預貯金の額が1000万円を超えるようにな

場合には、相続税のことを事前に考えておく必要があると言われています。そのような方は、一度税理士に相談されることをお勧めします。

6 意外と揉める？「普通の家」 の相続

遺産相続が、意外と現実的な問題であることは、以上でお分かりいただけだと思います。

前述したように、家庭裁判所に持ち込まれる相続事件は、1/3が遺産価額1000万円以下のケースです。

民法で、遺産の分割割合が決められているといっても、現実にはそう簡単には行きません。例えば、残された家の価額が2000万円、現金が1000万円の場合、これをどう分割するべきでしょうか。相続人が妻と子ども2人の場合、法的には妻1500万円、子は各750万円を相続する権利を得ます。しかし、現金はともかく、家は実際に分割することは至難です。売却して現金化し、それを分割できれば簡単ですが、多くの妻は、夫との思い出の詰まった家に、そのまま暮らしたいと考えるはず。かといって、子どもに

現金全てを譲って、家を相続したとしても、当面の生活費の心配をしなければなりません。年金が受給できる年齢に達していなければ働きに出る必要があるかも知れませんが、年齢や健康状態により、それもままならないこともあるでしょう。また、子どもが現金の相続だけで満足してくればよいのですが、あくまで法律どおりの相続を主張した場合、残りの500万円を捻出せざるを得ず、手元に現金がなく、金融機関からの融資も受けることができなければ、最悪家を売却せざるを得なくなります。

片方の配偶者が生きている場合の相続を一次相続といいますが、残りの配偶者がなくなつた場合の相続を、二次相続といいます。一次相続では親の手前、子どもも一般に主張は控え目になります。二次相続となると、そういった遠慮もなくなり、場合でも、その配偶者がたきつけて、遺産相続争いを激烈なものにするこ
とがあります。相続人の配偶者にとつて、相続人の親や兄弟姉妹は所詮赤の他人であり、身内としての情愛も湧き難く、当の相続人以上に熱心に

遺産の取り分を主張したりします。

富裕層の場合、分けるパイ自体が大きく、不動産を複数所有していることもあるので、遺産分割には実はそれほど手間がかからないのが一般的です。しかし、パイの小さい普通の家庭は、逆にパイが小さい故に泥沼にはまることがあるのです。ある専門家によると、相続で持ち込まれる相談で最も多いのは、遺産が「自宅＋老後資金の余り」というパターンだそうです。

7 円満な相続のために——元気なうちからできる準備

普通の家庭でも、予め遺産相続の問題に対策しておかなければならない理由は、承知していただけだと思います。だからといって、深刻に考え過ぎる理由もありません。準備次第では、円満に相続を行い、残された家族の関係が良好になるようにすることも十分可能です。

実際、民法によれば、夫に死なれた妻（配偶者）は、相続で家の「所有権」を子に譲っても、「配偶者居住権」を主張することができると思っています（令和2年改正による）。この制度を活用すれば、相続時に家

の所有権を子どもに譲っても、妻は残された家に住み続けることが可能となります。但し、この制度は遺言や遺産分割協議書に記載されなければ使えません。

遺言いごんという文言が出て来ましたが、法律に則って残す遺言は、遺産相続を円満に行わせる上で、非常に大きな効果を発するツールです。

遺言とは「被相続人の財産に関する最終の意思表示」です。死後、被相続人が思うように遺産を処理できません。法的な要件が定まっており、それを遵守した上で、常に文書にしなければなりません。遺言には法的拘束力があり、大きく分けて①自筆証書遺言と②公正証書遺言の二種類があります。

① 自筆証書遺言

文字通り、自らペンを取って、紙の上に書く遺言書です。書式は決まっており、内容、日付、氏名が全て自筆で書かれ、押印（三文判でも可能だが、実印が無難）され、封筒

に入れ、封がされる必要があります。主文は自筆する必要がありますが、財産目録はパソコンで作成することが可能となっています。誰でも簡単に作成することが可能ですが、法的

要件を欠いたりすれば効力がなかったり、被相続人の死後、開封前に家庭裁判所による検認という手続きを経る必要があるというデメリットがあります。また、忘れ去られたり、隠滅されたりする恐れもあります。

② 公正証書遺言

これは、公証人（裁判官や検察官を引退した法律の専門家）によって作成される遺言書であり、専門家の手を経ることによって法的な誤りを未然に防ぐことができます（当然、遺言を巡る訴訟等に発展する心配がない）。公正証書遺言は公証人役場において保管されるので、忘失・隠滅の恐れもありません。公証人への報酬等費用がかかります。証人2人を用意しなければならぬというデメリットはありますが、家庭裁判所による検認の手続も不要で、遺言を残すならば、公正証書遺言を強くお勧めめしたいところです。

遺言を残す上で最も注意する点としては、相続人の遺留分に配慮する必要があります。遺留分とは、最低限相続できる権利をいいます。子どもが3人いるとして、全ての財産を長子に相続させると遺言で

書いても、残る2子には、各々法定相続分の1/2の相続を受ける権利があります。この権利は、遺言の内容の上位にあり、遺言を覆す効力があります（公証人ならば、作成の過程でこういうアドバイスをしてくれるはずですが）。いずれにしても、遺言を残す際には、内容に問題がないかどうか、事前に弁護士、税理士、司法書士、行政書士のような専門家にアドバイスを求める方がよろしいでしょう。なお、一度作成した遺言は、新しい遺言によって取り消すことが可能です。遺言が複数ある場合には、最も新しい日付の遺言が有効とされます。書式、内容等に法的問題がなければ、公正証書遺言を自筆証書遺言で取り消すことも可能です。

他に、相続人を受取人とする死亡保険に加入しておくという方法があります。これは、相続財産に入らず、遺産争いを軽減する効果が期待できます。例えば、現金での遺産の受け取りを少なくする相続人を保険金の受取人にすることによって、金銭面での不満をある程度和らげられると思われれます。ただし、生前に保険料を負担しなければならないというデ

メリットもあります。

おわりに

遺産相続は、普通の家庭を含む誰にも訪れる課題であり、一つ間違えば、相続が骨肉の争いとなる「争族」に発展する恐れがあることは、本稿によってお分かりいただけたと思います。相続には民法、税法等の法律が関係しており、成功裏に導くためには、これらにのっとり合理的にことを進める必要があります。

自分が死んだ後も、残される家族には円満に仲良く暮らしてもらいたいというのは、誰しも思うところでしょう。ですが、無防備・非理論武装では、そうした願いも、裏切られる可能性があります。ご自分の相続の準備は、頭がクリアで、動き回ることができ、健康的にも大きな問題がない時点から始めることをお勧めします。遅過ぎるより、早過ぎる方がベターです。遺言を、縁起が悪いと思わず、むしろ家族に残せる思いやりだとお考えになる方がよろしいでしょう。